

令和3年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和3年 11月30日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 7名

農業委員

1番 山口 裕三 2番 松井 正一郎 3番 松崎 久範
5番 上野 光正 6番 坂元 洋子 7番 幸妻 正浩
会長 坂本 弘志

農地利用最適化推進委員

1番 橋口 卓史 2番 坂本 実 3番 橋口 昌央
5番 永友 定己 6番 小嶋 秀樹 7番 坂本 幸
8番 宮越 美秋

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第54号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第58号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 兵藤 衣重 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

ただいまから、令和3年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。
会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

本日は、農業委員は、7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、7名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、2番松井正一郎委員、7番幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日11月30日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局です。2ページを御覧ください。

まず、11月の業務報告についてでございます。

11日に、「高鍋町農業者年金受給者協議会」の役員会を開催しております。
同じく11日に、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されました。

12日に、常設審議委員会が開催されまして、1件の案件を審議いただきま

した。

案件は、先月の10月の総会で上げました「宗像総合開発株式会社」の太陽光発電設備の設置に関する案件で、「諮問に同意します。」という答申をいただいております。

同じく12日に、「市町村農業委員会事務局長会議」と、「国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区に関する第2回準備会」が開催をされております。

15日から16日にかけて宮崎県女性農業委員連絡協議会特別研修会が、五ヶ瀬町で開催をされております。

17日に、あっせん委員会を開催いたしました。

19日に、第2回行政事務連絡委員会が開催をされております。

続きまして、24日。児湯農業改良普及事業推進協議会の調査研修が開催され、私の方で出席をしております。

同じく24日。宮崎県農業振興公社と農地売買等事業に伴う農地買入事前調査会を開催をしております。

25日に、宮崎県農業会議によりまして「農地パトロール、非農地判断等に係る巡回」ということで2名お越しになって、いろいろとヒアリング等がございました。

26日に、国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区における除外地協議が行われております。

11月の総会関係でございますが、22日に現地調査を行いまして、本日30日が総会となっております。

続きまして、12月の業務計画でございます。

1日に、「高鍋町農業者年金受給者協議会」の会員交流会を開催いたします。グランドゴルフの予定です。一応明日は天気の予定なので大丈夫かと思っておりますが、雨天の場合は体育館でカローリング等を予定をしているところです。

2日から14日までの予定で「高鍋町議会定例会」が開催されます。今回の議会は、条例の一部改正、令和3年度の各会計の補正予算ほかという形となっております。一般質問につきましては、農業委員会に対する通告はございませんでした。

3日に、高鍋町新農業振興対策協議会の農政部会が開催されます。除外関係の案件でございます。

8日に、「宮崎県農業者年金受給者協議会」の臨時理事会が開催されます。この理事会につきましても、本来、西都児湯の会長は新富の農業者年金受給者協議会の会長なんですけども、今年7月にお亡くなりになっておりますので、今年度においては、高鍋の会長の郡の方では副会長となっております、坂本会長が会長職務代理者ということで理事会に出席をいたします。

10日に、「農業者年金の制度改正説明会」がWeb会議形式で開催をされます。

13日に、「常設審議委員会」が開催されます。当町の案件は1件の予定でございます。

同じく13日に、人・農地プラン関係で「広谷上江水利組合区」の話合いが開催をされます。今後も随時、人・農地プランの話合いが地区等で開催される予定になっておりますので、地域の農家としてだけではなく、担当地区の話合いには、農業委員さん・推進委員さんとして、必ず参加をいただきますようお願いいたします。

16日に、「あっせん委員会」を開催いたします。

12月の総会関係でございますが、21日に現地調査、27日に総会を行うこととしております。

なお、総会終了後には、引き続き、高鍋町農業経営改善等対策会議が開催されますので、よろしく願いいたします。

業務報告と業務計画は、以上でございます。

[事務局]

続きまして、県進達経過報告を申し上げます。

3ページを御覧ください。

5条申請3件、11月16日付けで許可となっております。以上です。

4ページを御覧ください。「農地法第3条の3の規定による届出書について」

は1件で御覧のとおりです。

[議長]

ただいまの報告2ページから4ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。5ページをお開きください。議案第54号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和3年10月28日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 1, 852㎡ ほか1筆

2番 令和3年11月1日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番 田 482㎡ ほか5筆

3番 令和3年11月1日 売渡しの申し出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○****番* 田 1, 355㎡

以上、この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し 申し出	担当委員 5番 永友 定己 推進委員
	順番委員 1番 橋口 卓史 推進委員

次の2番と3番、2件につきましては、申出者が夫婦であることから、同一のあっせん委員を指名いたします。

2番 売渡し 申し出	担当委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員
	順番委員 3番 橋口 昌央 推進委員

3番 売渡し 申し出	担当委員 6番 小嶋 秀樹 推進委員
	順番委員 3番 橋口 昌央 推進委員

よろしく申し上げます。

日程番号5、議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。13ページをお開きください。

議案第55号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 3条使用貸借。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 792㎡ ほか7筆

貸付人 公益社団法人宮崎県農業振興公社

借受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の幸妻委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。説明いたします。この案件は大字〇〇****番* 792㎡ ほか7筆を公益社団法人宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇様への公社の事業を活用した5年間の分割払いの使用貸借でございます。

場所につきましては、15ページに3筆載っておりますが、右横上に道がありますが、これ〇〇線でございます。〇〇線の〇〇の〇〇を過ぎたところから、左に入りまして、〇〇〇〇さんの加工専用のプラントがありますが、そこが1筆と、その下に赤塗りの2筆がありますが、これも〇〇線から左に入ったところでございます。集落のちょっと外れたところになります。

16ページを御覧ください。16ページがこれも真ん中に斜めに通ってるのが〇〇線でございます。まず下の方の大きな狭地ですね。そこに4筆ありますが、ここは〇〇というところでございます。

それと左側の三角が〇〇線から左に入った、すぐ道路のすぐ下になります。この1筆でございます。

いずれもカルチで耕運がされてあって、田んぼの管理はきれいとされておりました。以上です。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番。今、幸妻委員が言われたとおりだと思います。訂正ありません。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。14ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。17ページをお開きください。

議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか1筆

登記地目、田 現況、雑種地 計99㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、駐車場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をいたします。資料の19ページの図面があります。これを横に見ていただきますと、〇〇のある〇〇の交差点のすぐ南側に〇〇さんがありま

す。その〇〇さんから南側の方に駐車場がありますね。〇〇と〇〇の月極駐車場が共同管理ということなんですけども、現況はこの2筆とも、今駐車場として一部活用をされております。この〇〇の南側の青く着色してある細長い場所になります。

土地台帳を整理した時点で全部で5筆あるということで、この辺は地番がものすごく交錯しておってなかなか国土調査できない地域らしいんですが、5筆あって合計面積が1,131㎡ありますが、そのうちのさっき説明がありましたように2筆、99㎡が農地であるということが判明をしたということです。当該地は時効取得で取ったということで、所有者も現在まで農地であるということを知らずに活用していたということです。

申請人から始末書が添付をしてありました。今後とも地目を変更して、駐車場として活用していきたいとのことで、もうすでにアスファルト舗装がしてありますので、土砂流出の恐れはありません。雨水は西側の排水路に流す予定となっております。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が商業地域と定められた区域にある農地であることから、第3種農地と判断されます。第3種農地は転用対象です。

18ページを御覧ください。18ページは高鍋町の全図、19ページはゼンリンの地図、20ページは公図にそれぞれ申請地を示したものです。

21ページと22ページは申請地の隣接地の公図です。申請地は字界のため、隣接地の載った公図が2枚になります。

21ページは申請地の西側に当たります。22ページは申請地の南側に当たり、水の記載があるところが申請地と接する面になります。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。事務局です。24ページをお開きください。

議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* ほか4筆

田 計3,428㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は駐車場、中古農機具展示場です。

担当の上野委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。説明をいたします。資料の26ページを縦にして見ていただきますと、左側が〇〇川です。〇〇橋を渡って〇〇方面に橋をずっと渡っていきますと、右下に〇〇の方から移転してきた〇〇があります。

この青く塗ってあるのが〇〇であります。赤く塗ってある、囲ってあるのが今回の申請地となります。

隣の27ページに拡大図がありますけども、黄色く塗ってある5筆が該当地でございます。5筆全部で3,428㎡あります。

〇〇の業務拡大に伴い、駐車場と中古農機具の展示場にするそうです。

現況は水稻を収穫した跡がございました。

工事費の総額は〇〇〇〇円となっております。そのうち〇〇〇〇円が土地購入費です。1,000㎡当り大体〇〇〇〇円ぐらいになるかと思えます。

全額自己資金で〇〇〇〇の残高証明が添付をしてありました。

これを見ると東側に農地がありますが、矢板を設置して、被害防止に努めるとともに雨水は水利組合が管理する排水路に流すことで小丸川土地改良区それから、〇〇水利組合と現地調査を行いまして、協議がなされております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されます。第1種農地の転用は原則不可ですが、転用理由が、〇〇〇〇の「既存の施設の拡張」に当たり、不許可の例外に該当するので転用対象です。

申請地の検討の際、現在の事業を行っている〇〇〇〇からも近く、目的が達成できる土地が申請地しかなく、適地であるということから、第1種農地ですが、転用はやむを得ないと判断します。

また、〇〇〇〇の既存の施設の面積が分かる登記簿が申請書に添付され、既存の施設の面積の2分の1以下という面積の要件も満たしていることを確認しています。

25ページは高鍋町の全図、26ページはゼンリンの地図、27ページは公図にそれぞれ申請地を示したものです。

27ページの公図の方を御覧ください。

申請地の東側の水路に隣接する****番*から枝番*は耕作されている田ですが、転用について説明を行い、了承済みとのことでした。

申請書に問題が発生した際は責任をもって対処する旨の確約書が申請書に添付されております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件につきましては、申請者のうちの1人が橋口昌央推進委員の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央推進委員 退室】

それでは、2番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。24ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 雑種地 計446㎡

所有権移転です。

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は農機具置場、堆肥置場です。

担当の坂元洋子委員より御説明をお願いします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権移転です。

現地は10号線から〇〇を過ぎて、左折し、北にくねくね坂道を上がり、〇〇〇〇の自宅の北側になります。

転用の目的は農機具置場、堆肥置場です。

今回農地を取得するに当たり、既に建てられていた施設でしたが、農地のまま転用されておらず、〇〇〇〇さんが転用申請されることになりました。

被害防除について、農機具置場、堆肥置場の利用のみで、生活排水や汚水の発生はありません。

堆肥置場の利用について、周辺の住宅はなく、臭いの悪影響もありません。

雨水については、隣接する耕作農地より低く、ブロック塀に囲まれているため、雨水の流出の心配はありません。

金額は転用申請費用を含め、〇〇〇〇円です。以上審議をよろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、農業振興地域整備計画で農業用施設用地として定められたところですが。

申請書に問題が発生した際は、責任をもって対処する旨の確約書が添付されております。

資金については、土地購入費〇〇〇〇円、登記などの費用〇〇〇〇円、計〇〇〇〇円を〇〇〇〇さんのお父さんが支払われるということで、資金について、お父さんの同意書と事業費を上回る残高のある銀行の通帳の写しが申請書に添付されており、資金について問題ないと判断します。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央推進委員 入室】

続きまして、日程番号8、議案第58号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、所有権の移転を受ける者が橋口昌央推進委員の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口昌央推進委員は、退室をお願いします。

【橋口昌央推進委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。33ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字持〇〇字〇〇****番*

畑 144㎡

所有権を移転する者 ○○○○

所有権の移転を受ける者 ○○○○

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明します。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの所有権の有償移転です。〇〇〇〇さんは早期水稻及びブロイラーの経営をされております。

申請地は〇〇地区の〇〇の北側の道路を西へ200m行ったところの右側の農地です。144㎡あり、価格は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口昌央推進委員は、席へお戻りください。

【橋口昌央推進委員 入室】

それでは、2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 033㎡ ほかに5筆

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明をします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての公益社団法人宮崎県農業振興公社への所有権移転です。

公社の行う特例事業のうち、一時貸付タイプを活用した売買です。

申請地は〇〇〇〇から北東へ300mほどの農地です。現地を確認したところ、地番****番*、*、*が一枚の畑。*、*、*が一枚の畑でロータリーできれいに整地されていきました。周りが一部木が生えてあるところがありました。

価格は全部で〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よつて本件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。34ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 033㎡ ほか5筆

利用権を設定する者 公益社団法人宮崎県農業振興公社

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の橋口卓史推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番。説明します。公益社団法人宮崎県農業振興公社から〇〇〇〇さんへの公社の行う、特例事業のうち一時貸付タイプを活用した利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは法人化されている〇〇で研修をされ、11月11日に認定された農業者です。

内容については、11日に説明がありましたので、省略させていただきます。

申請地と現地確認は先ほど述べましたので、省略をさせていただきます。

地番、****番*、*、*については利用目的が採草放牧地の予定です。

期間は4年10か月で、賃借料は10a 当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 6, 298㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権の貸借の再設定でございます。

申請地は〇〇の〇〇が行われるところから西へ50mほど行った、右側に申請地はございます。現状はお茶が植えてありました。

〇〇〇〇さんは、〇〇農家で認定農業者でもございます。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35ページをお開きください。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 9,803㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定でございます。

申請地は〇〇の〇〇がございます。その西側すぐ横に申請地がございます。現状は〇〇が植えてありました。

〇〇〇〇さんの詳細は先ほど説明したので、省かせていただきます。

期間は5年で、賃借料は10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4,431㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの利用権貸借の再設定でございます。

申請地は○○が行われるところから西へ150mほど行き、北側に130m行ったところの右側でございます。そこも現状は○○が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は○○○○円です。以上です。

[議長]

5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5 番 農地の所在 大字○○字○○****番
畑 2, 285㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 ○○○○

利用権の設定を受ける者 ○○○○

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番。説明いたします。○○○○さんから○○○○さんへの利用権貸借の再設定です。

申請地は○○が行われるところから、東へ50mほど行くと突き当たりにな

ります。そこを右に150mほど行ったところの左側に申請地がございます。
現状は〇〇が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36ページをお開きください。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 854㎡ ほか1筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定でございます。

一番最初の〇〇の****番*の畑は、今は亡くなっていないんですけども、〇〇〇〇さんの牛舎があるんですけども、その西側のすぐ20mほど西側に行ったところに申請地がございます。

現状はそこも〇〇が植えてありました。また〇〇の****は一番始めに説明した〇〇〇〇さんところも繋がっておるところに****はございます。どちらとも〇〇が植えてありました。

期間は5年で、賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 706㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番。説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの利用権貸借の再設定でございます。

申請地は10号線の〇〇交差点を〇〇の方向西へ150mほど行き、南へ30mほど行ったところに申請地はございます。現状は白菜が植えてありました。

〇〇〇〇さんは露地野菜を中心とした認定農業者でもございます。

期間は10年で、賃借料は玄米で〇〇kgだそうです。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 3,179㎡ ほか6筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員、宮越推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは親子で、利用権の再設定です。

〇〇さんは早期水稻、飼料稲及びキャベツ、白菜などの栽培をされております。

申請地は10号線〇〇の信号を北へ200m行って、東へ100m行ったところの農地で、3, 179㎡。その奥に906㎡及び598㎡の農地があり、これは3筆とも水田です。

場所は変わりました、〇〇地区の〇〇〇〇さんの鶏舎の西側の道路のところの農地1, 788㎡及び〇〇の〇〇の東側及び北側の農地5, 772㎡です。この2筆は畑でキャベツが作付けされておりました。

期間は田、畑とも10年間です。以上です。

[議長]

はい。続きまして、推進委員8番。

[推進委員 8 番]

はい。8番。続けて説明いたします。その中の〇〇の〇〇の****番*になります。

申請地は〇〇の〇〇の後ろの道路から南へ30mほど行き、一軒家があるんですけども、その右側の道路を20mほど行ったところの左側にございます。現状はキャベツが植えてありました。以上でございます。

[議長]

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。37ページをお開きください。

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 3, 300㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権の新規の設定です。

〇〇〇〇さんは早期水稻及びお茶、キャベツ、白菜などを栽培されており、申請地は〇〇地区の〇〇の道路を隔てた西側の農地です。

面積は 3, 3 0 0 m²。確認したところ、キャベツが作付けされておりました。

期間は 3 年 1 0 か月で、1 0 a 当り 〇〇〇〇 円です。以上です。

[議長]

次の 1 0 番から 1 2 番まで、3 件の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、全て公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は、省略いたします。

1 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。3 8 ページをお開きください。

1 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 2, 9 2 2 m² ほか 2 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して、〇〇〇〇との契約です。申請地は〇〇の〇〇さんの西側の町道を北に約 1 0 0 から 1 5 0 m 行った、T 字路突き当たりの正面になります。農地は耕運がされていて、3 筆ですが、一枚となっていました。

契約期間は 5 年間で、1 0 a 当り 〇〇〇〇 円だそうです。以上です。

[議長]

1 1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 7 2 9 m² ほか 6 筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の坂本実推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番。説明いたします。これまで強化法で貸借されていたものを期間満了に伴い、農地中間管理事業に切り替えての再契約を行うものです。

〇〇〇〇さんから宮崎県農業振興公社を介して、〇〇〇〇との契約になります。

申請地は〇〇****番*は〇〇の〇〇の東側になります。農地は〇〇を植えたばかりになってました。

それと〇〇の****番*は、〇〇西側の町道を約 1 0 m 入った、左側になります。農地は〇〇が植えてありました。

〇〇****番*は、〇〇さんの約60mほど手前の農地になります。ここも〇〇が植えてありました。

〇〇****番*は、〇〇の北側になります。農地は一応ここも〇〇が植えてありました。

〇〇****番*は、今説明した農地の北側の町道を東に約10mほど入ったところの左側になります。ここも〇〇が植えてありました。

〇〇****番*は、〇〇の北側の農地の西側の町道を越えた下になります。農地はちょうど見に行ったときは甘藷の収穫をされておりました。

〇〇****番*は、〇〇から北に約700m先の十字路を左折して約600mを左折したすぐ左側です。農地は甘藷が作付けをされてありました。

契約期間は5年間で、10a当り〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

12番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。39ページをお開きください。

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 3,672㎡ ほか7筆

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の橋口昌央推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番。説明いたします。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を活用し、公益社団法人宮崎県農業振興公社への新規の利用権設定です。申請地は8筆です。1筆目、2筆目は〇〇****番、3,672㎡、****番、748㎡は〇〇から〇〇に上がって、〇〇の駐車場北側から出てきた交差点南東側に位置します畑です。

2筆は続き地で現在までは露地ものが栽培されてたもようで、収穫された後、耕運されておりました。両側には〇〇が植栽されており、今後、1丁5、6反の〇〇になるようです。

続きまして、3筆目、4筆目は更に、南に100mほど離れた〇〇****番*、864㎡、****番*、1,211㎡の2筆の畑も隣同士で、両側一帯は現状でも〇〇が植栽されておりました。

続いて、〇〇****番*、2,595㎡は更に南に下り、太陽光発電を北に見ながら、〇〇に向かう〇〇南側の畑です。〇〇が植栽されておりました。

続きまして、〇〇****番*、1,500㎡、****番*、991㎡、****番*、716㎡は〇〇の道を挟んで、南側で3筆全て段差こそありましたが、〇〇が一面植栽されておりました。

いずれも耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんです。これまで、****番*の相對契約を除いたほかは、強化法で利用権設定をしていたものであり、期間満了に伴い、農地中間管理事業を活用しての更新をするものです。今後も〇〇の植栽が行われます。

賃貸料は10a当り〇〇〇〇円、期間は5年間です。以上です。

[議長]

1番から12番まで、事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から12番まで、12件の案件について、一括して採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、一括して採決することといたします。

1番から12番まで、12件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

次の13番の案件につきましては、利用権を設定する者が橋口卓史推進委員の同居の親族に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1

項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口卓史推進委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

橋口卓史推進委員は、退室をお願いします。

【橋口卓史推進委員 退室】

また、13番の案件につきましては、農地中間管理事業を活用した利用権設定となっており、利用権の設定を受ける者につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社となっております。

事務局による議案説明の際に、「利用権の設定を受ける者」についての説明は、省略いたします。

13番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40ページをお開きください。

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 4, 447㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

担当の永友推進委員より御説明をお願いします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員5番]

説明します。〇〇〇〇さんから農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。申請地は、〇〇坂を上りきつてすぐ南へ100m行き、東へ300m行った突き当たりの農地の2番目の農地です。広さは4,447㎡で畑です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

期間は10年間で、10a当り〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

橋口卓史推進委員は、席へお戻りください。

【橋口卓史推進委員 入室】

以上で、本日の議案の審議、すべてを終わりました。
これをもちまして、令和3年第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。
御苦労様でした。

(閉会 15時00分)